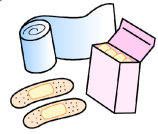




# けがをしてしまったとき

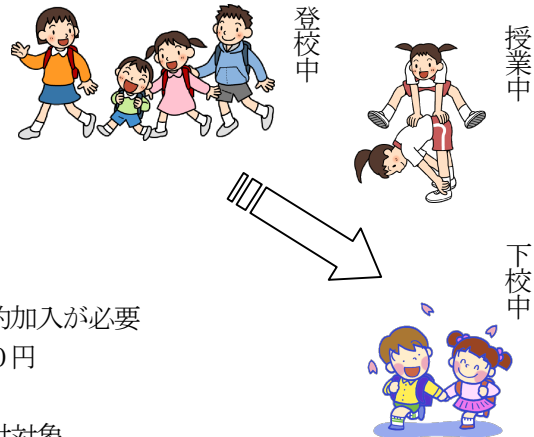


## 【学校管理下でのけが】

日本スポーツ振興センターより災害共済給付がされます。

※学校管理下とは・・・

- ①教育課程に基づく授業を受けているとき
- ②教育計画に基づく課外活動中
- ③休憩時間中や学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学（登下校）中



### 概要

- ①日本スポーツ振興センターへの保護者の同意を得て契約加入が必要
- ②共済掛金 小中学生 945円のうち保護者負担460円
- ③学校管理下での児童の災害について給付
- ④「療養に要する費用」が5,000円以上の場合に給付対象
  - ※「療養に要する費用」とは、初診から治療までの医療費総額（医療保健で10割分）
  - ※「療養に要する費用」が5000円未満（自己負担3割で1,500円未満の場合）は給付対象とはなりません。
- ⑤請求手続きは、必要な書類（医療機関の証明等）を提出いただき学校で行います。
- ⑥災害の種類は、負傷・疾病・障害・死亡となります。
- ⑦共済給付を受ける権利は、事由発生日から2年間有効です。



詳しくは、配布パンフレット又は担当養護教諭まで

## 【学校以外のけが（学校管理下外）】



仙台市PTA協議会傷害補償制度（平成20年4月より）  
仙台市PTA協議会が民間保険会社と保険契約を結び補償する制度

### 概要

- ①児童生徒：学校管理下外でおきた傷害による治療や死亡時の補償（登下校中の怪我なども補償されます）  
PTA 会員：PTA 主催(共催)行事へ参加活動中の傷害や死亡時の補償及び賠償責任を負った場合の補償
- ②会費はPTA 会員1家庭1000円
- ③資格期間 4月1日～翌年3月31日

※詳しくは、配布パンフレット又は担当教頭まで

